



# 「子ども・子育て支援金」制度 が始まります

～令和8年4月分保険料より支援金の負担を  
お願いします～



## 「子ども・子育て支援金」制度ってなに？

令和8年度から「子ども・子育て支援金」制度が始まります。これは、国が新たに開始する制度で、国民全体に支援金を拠出してもらい、少子化対策の財源にあてるというものです。少子化・人口減少の問題は日本全体の問題であるため、子どもがいる人だけでなく、子どもがない人や子育てを終えた人、また、企業にも負担が求められます。

健康保険組合は、国に代わって事業主と被保険者から支援金を徴収し、国へ納付することを法律により義務付けられています。**令和8年4月分の保険料より、健康保険料、介護保険料と合わせて支援金を徴収します。**

### 支援金の使いみち

こども未来戦略「加速化プラン」の  
施策に使われます

- 児童手当拡充
- 妊婦のための支援給付
- 育児休業給付の引き上げ
- 育児時短就業給付の創設
- こども誰でも通園制度
- 国民年金被保険者の育児期間の保険料免除など



## 私たちの負担はどのくらい増えるの？

支援金率は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に引き上げられていき、**令和10年度に最大の0.4%程度になり固定されます。**これを事業主と被保険者で折半するので、皆さまの負担は0.2%程度になる見込みです。実際の金額は月給・賞与に支援金率を掛けた額なので、例えば月給（標準報酬月額）が30万円の人で、月々の負担増は600円程度になります（右表参照）。

### 保険料・支援金の例

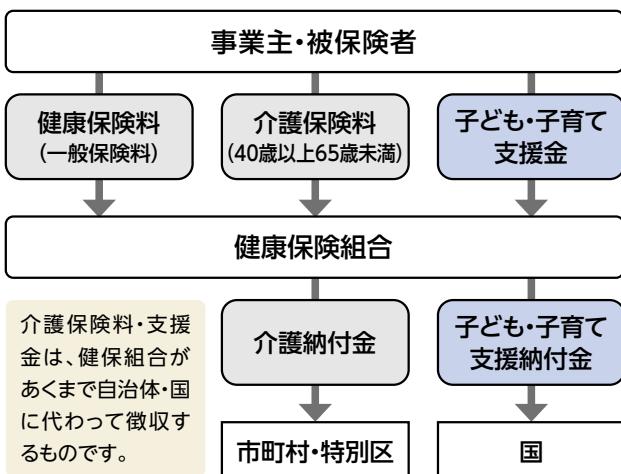
▶ **月600円程度の負担増**

- 標準報酬月額が30万円、支援金率が0.4%の場合

※支援金率は仮の計算によるものです。今後、国から確定値が示されます。

区分	保険料・支援金率(額)		
	合計	事業主	被保険者
健康保険料	10%	5%	5%
	30,000円	15,000円	15,000円
介護保険料	1.58%	0.79%	0.79%
	4,740円	2,370円	2,370円
子ども・子育て支援金	0.4%	0.2%	0.2%
	1,200円	600円	600円

### 保険料・支援金の徴収・納付のしくみ



### 支援金額・率の引き上げイメージ

